

農林水産業共同利用施設 災害復旧事業の概要

令和6年8月

農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室

1. 対象施設

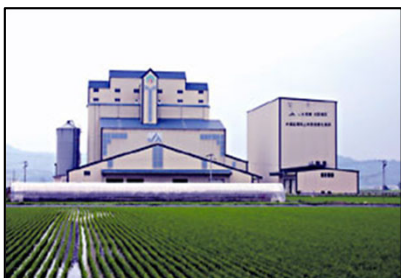
- 農林水産業者において共同で利用される施設で、農業協同組合等や地方公共団体が所有する施設
- 農業協同組合等及び地方公共団体が所有する全20種

1 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、農事組合法人及び公益法人の所有するもの

農林水産物（その加工品を含む）倉庫、農林水産業用生産資材倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水産業用生産資材（堆肥その他の自給的資材に限る。）製造施設、共同作業場、産地（水揚地を含む。）市場施設、種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、養殖施設、農林水産業用機具（漁船を含む。）修理施設、通信施設、電気供給施設、製氷冷凍冷蔵施設（貯氷施設を含む。）、給水施設、給油施設、林産物搬送施設、家畜診療施設、公害防止施設（農林水産物の生産又は処理加工に伴って生ずる公害の防止のために必要なものに限る。以下同じ。）、鳥獣侵入防止施設 【全20種】

2 地方公共団体が所有するもの

種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設、鳥獣侵入防止施設 【全5種】



農林水産物（その他加工施設含む）
（カントリーエレベーター）



農林水産物処理加工施設
（ライスセンター）



共同作業場
（集出荷場）



種苗生産施設
（農林水産業用育苗施設）



農林水産物処理加工施設
（でん粉製造施設）

2. 対象となる災害・要件

- 暫定法※¹による災害復旧事業の対象となる災害は「異常な天然現象」により生じた災害。
- 暫定法、要綱※²に基づく要件により災害復旧事業の適用が可能。

① 異常な天然現象

雨量：24時間雨量80mm以上（又は時間雨量おおむね20mm以上）
風速：最大風速15m/秒以上（10分間平均）
洪水：その地点の水位が警戒水位以上
地震又は地すべり：特に定めなし

② 事業の要件

法律（暫定法）に基づく要件

主な要件

- ①所有者の区分毎に定める施設
- ②1箇所の工事費が40万円以上
- ③1箇所とは、150m以内の間隔で連続
- ④原形復旧（効用や機能を回復）する工事
- ⑤以下の適用除外に該当しないもの

適用除外

- ①過年災害によるもの
- ②経済効果が小さいもの
- ③設計不備、施工粗漏、維持管理不良
- ④他事業で施行中

要綱に基づく要件

主な要件

- ①所有者の区分毎の補助対象施設である
- ②最近1年間の利用状況で、設置目的に沿っていることが確認できるもの
- ③員外利用規制に該当しないもの
- ④経過年数が大蔵省令で定める年数の1.4倍を超えないもの（ただし、農業倉庫は50年を経過していないもの）
- ⑤1箇所とは、「1施設」において150m以内の間隔で連続する工事箇所の全部

③ 被害状況



河川氾濫による土砂等堆積及び施設破損状況（堆肥施設）



台風による農業倉庫入口シャッター損壊

※1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

※2 農林水産業共同利用施設災害復旧事業事務取扱要綱

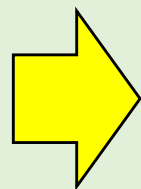
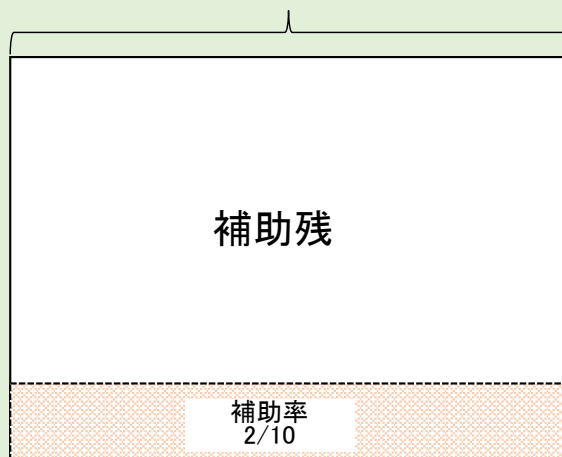
3. 補助率

- 暫定法による補助率は2／10
 - 激甚災害指定された場合、補助率が5／10に嵩上げ（40万円を超える部分）
 - 激甚災害指定され、かつ告示地域※は補助率が9／10に嵩上げ（40万円を超える部分）
- なお、告示地域は被災年の翌年の3月に告示される
- ※農地・農業用施設の年間災害復旧事業費（国の補助率を控除）の農家1戸当たり負担額が2万円を超える地域

区分		採択基準	補助率	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
一般災害		40万円以上	2／10	
激甚災害	告示地域	13万円以上	4／10	9／10
	その他の地域	40万円以上	3／10	5／10

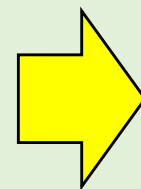
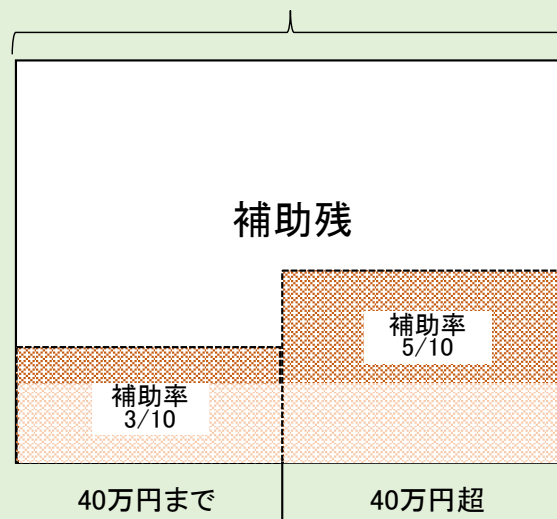
暫定法補助率

災害復旧事業費(40万円～)



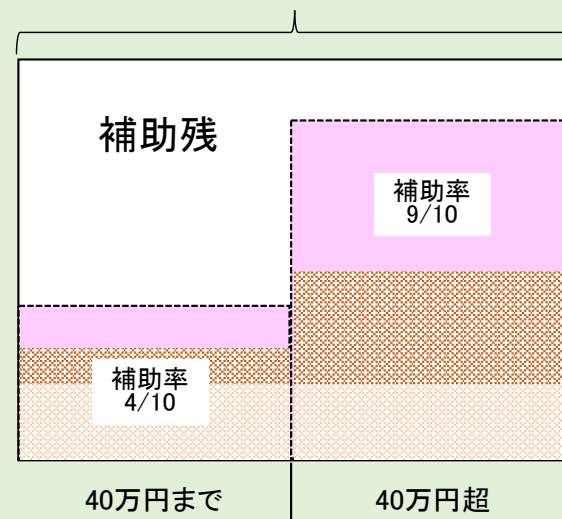
暫定法の特例措置

災害復旧事業費(40万円～)



激甚法告示地域の特例措置

災害復旧事業費(13万円～)



4. 発災から災害復旧までの流れ

- 被害発生後7日以内に概況報告書を提出。
- 早期に復旧すれば次の作付けに間に合う場合などは、査定前着工制度を活用することが可能。
- 災害復旧事業補助計画概要書の提出は、災害発生後2～3か月以内を目標に作成。
- 災害査定は、原則、現地で地方農政局と地方財務局の担当者が立会の上で実施。



災害報告

【農協等→都道府県→農政局長等→災対室】

- ・被害発生後7日以内に概況報告書提出
- ・通常の被害報告とは切り離して報告を求める[要綱10]

査定前着工
(応急工事)

災害復旧事業
補助計画概要書の提出

【都道府県→農政局長等→農林水産大臣】

- ・災害発生後2、3ヶ月以内を目標 [令※1条4]

- ・被災時に緊急措置として行った応急工事は、査定時に真にやむを得ないと認められたものに限り補助対象となる。[令2条2]

災害査定

- ・原則、現地で地方農政局と地方財務局の担当者が立会の上で実施

- ・復旧工法の決定
- ・事業費決定通知

補助金交付決定通知

復旧事業着手

5. 災害復旧事業費の算定

災害復旧事業費の算定フロー

→ Yes
→ No

被災施設は耐用年数の1.4倍以内か？

復旧費は再取得費の20%より多いか？
※再取得費→その施設を「新設」とした場合の額
(見積額)

AB(1-NL)-M で求めた金額は、再取得費の20%より多いか？
AB → 数量×単価(復旧費)
N → 経過年数
L → 償却率(耐用年数表に1.4を乗じた年数に対する定額法による償却率)
M → 残存物件の時価評価額(被災後に価値が残っていると評価できるもの)

要綱5

AB(1-NL)-M
が査定額

要綱6(2)

再取得費の20%
が査定額

要綱6(3)

復旧費が査定額

経過年数50年以内の「農業倉庫」か？

復旧費は再取得費の10%より多いか？

要綱6(1)

再取得費の10%
が査定額

事業対象外

6. 激甚災害の指定

- 激甚法※¹第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害により、国の補助率が嵩上げされる。
- 「本激」は、対象区域を全国として指定。
「局激（局地激甚災害）」は、対象区域を市町村単位で指定されるが、局激のうち査定見込額が明らかに指定基準を超えるものは、「早局（早期局地激甚災害）」として指定される。

激甚災害指定基準

[本激]

（１）激甚法第5条※²の措置が適用される場合。

又は

（２）農業被害見込額 $>$ 全国農業所得推定額 $\times 1.5\%$ で激甚法第8条※³の措置が適用される場合

ただし、（１）（２）とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。

ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、

当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。

（３）漁船等の被害見込額 $>$ 全国漁業所得推定額 $\times 0.5\%$

又は

（４）漁業被害見込額 $>$ 全国漁業所得推定額 $\times 1.5\%$ で激甚法第8条の措置が適用される場合

ただし、（３）（４）とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。

[局激]

激甚法第5条の措置が適用される場合。

ただし、上記に該当しない場合であっても、

当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、

かつ

当該市町村内の漁船等の被害額 $>$ 当該市町村の漁業所得推定額 $\times 10\%$

の市町村が1以上に該当する場合（漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。）

ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。

※1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

※2 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

※3 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例措置の地特例

(参考) 地方財政措置

- 地方公共団体が負担する災害復旧事業については、国が補助する災害復旧事業費に見合う地方負担額を基礎に、補助災害復旧事業債として起債が許可される。(現年の場合、起債充当率は90%)
- 災害復旧事業に係る地方債の元利償還金については、その95%が基準財政需要額に算入され、地方公共団体に地方交付税として交付される。

